

入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式(特別簡易型))を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年5月19日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度 第3012-ア-1号
日南総合庁舎受変電設備他改修工事

- (2) 工事場所 日南市戸高

- (3) 工 期 275日間

- (4) 工事概要
- | |
|-------------------------|
| 日南総合庁舎 |
| RC造 地上3階地下1階 延べ面積2,960㎡ |
| 上記に係る受変電設備及び発電設備改修工事 |

- | | |
|-------------------------|----------|
| (5) 予定価格 | 落札者決定後公表 |
| (予定価格に110分の100を乗じて得た価格) | 落札者決定後公表 |

- (6) 適用制度 低入札価格調査制度

- ## (7) 入札の方法

本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。

- (8) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 特別簡易型

- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	電気工事	等級区分	A級
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所(本店)以外のものである場合にあっては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した工事(発注者の区分は問わない。)であること。 イ 建築物(注1)に係る電気工事(改修工事にあつては、国、都道府県及び市町村の発注工事に限る。)であること。 ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注2)として専任で配置することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 ・ 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注3) ・ 請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・ 一級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ・ 二級電気工事施工管理技士の資格を有する者 ・ 第一種電気工事士の資格を有する者 ・ 電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 オ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 ・ 落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)となっている工事の配置予定技術者		
設計業務受託等の関連に関する事項	1 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 坂元設計 受託者の本店の所在地 宮崎市大字赤江545-15 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
その他の事項	条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書2に示す事項		

注1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定める建築物をいう。

注2 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注3 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス: http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲覧場所： 営繕課契約担当（宮崎市橋通東2丁目10番1号）
 閲覧期間： 令和8年5月19日から令和8年6月9日まで
 （ただし、当課の閉庁日・閉庁時間を除く。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧、提供及び貸出	令和8年5月19日 から 令和8年6月9日 まで	宮崎県公共事業情報サービス（※1）で閲覧・ダウンロード可 営繕課で閲覧・貸出（※2）
質問の受付	令和8年5月19日 から 令和8年5月26日 17:00まで （ 令和8年6月4日 17:00まで）	・技術申請書に関する質問 ・（ ）は、設計図書など上記以外に関する質問 ・営繕課へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 ・技術申請書に関する質問は、質問受付期日の翌日の正午までに、（設計図書などに関する質問は、入札書受付開始日の前日の正午までに） 回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 営繕課入札質問受付フォーム https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nyusatu-eizen
回答の閲覧	令和8年5月19日 から 令和8年6月9日 まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の受付期間	令和8年5月19日 から 令和8年5月29日 17:00まで	営繕課へ宮崎県電子申請システムで行うこと。（※3） 営繕課技術申請書受付フォーム https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/sougou-eizen 確認書等発行依頼書は、左記期日までに提出すること。（郵送の場合は必着）
評価内容疑義申立て期間	令和8年6月2日 17:00まで	営繕課に電話にて確認をしてください。
入札書受付期間	令和8年6月8日 7:00から 令和8年6月9日 9:00まで	入札書には、工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効となります。
開 札 日 時	令和8年6月9日 9:10から	営繕課入札室
低入札調査資料の提出期限	令和8年6月11日 17:00まで	営繕課に持参すること。
入札結果の公表（※4）	令和8年6月16日 から 令和10年3月31日 まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示 営繕課で閲覧

※1 宮崎県公共事業情報サービスアドレス（<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>）

※2 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※3 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。

※4 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書7により技術申請書を提出すること。

(2) 評価基準

1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準(簡易型・特別簡易型)を参照すること。

2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。
なお、当工事の加算点の満点は10点とする。

6 契約後VE方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) VE提案者への評価

採用されたVE提案については、当該工事に係る工事成績評定において評価対象とする。

7 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(平成8年4月1日県土整備部管理課定め)(以下「要領」という。)による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

調査対象者(失格基準価格による失格者を除く調査基準価格を下回った入札を行った者をいう。)がいる場合は、落札決定を保留し、調査対象者が評価値の最も高い者である場合は、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

また、調査対象者が本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じることとする。(詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。)

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点(電気工事)」は「85点」とする。

8 その他の事項

(1) 条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書に示すとおりとする。

(2) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書2を参照のこと。)

(3) 金額要件等を満たし、現場代理人を兼務させる場合は、既に契約している工事の発注者が兼務を認める場合とし、事後審査時にその旨を確認する。

(4) 本工事は、営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領に基づく、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

(5) 本工事は、週休2日促進工事の対象である。

(6) 本工事は、遠隔臨場の対象工事である。

(7) 本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

(8) 本工事は、CCUS活用推奨モデル工事の対象である。

(9) 本工事は、営繕工事における情報共有システム活用試行対象工事である。

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の 視点	評価項目	評価基準	地域要件		
			全県一区(1)		
			ウェイト	配点	
企業 の 技術 力	施工実績 ＜過去15年間の同種工事等の 施工実績＞	配点× $\frac{\text{実績件数}}{3 \text{ 件(満点件数)}}$ 実績件数≤3件 (3件以上は満点)	38	12	
	県工事成績 ＜過去10年間の県工事成績(同一業種)の 平均点＞	配点× $\frac{(\text{工事成績点}-65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点}-65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		26	
企業 の 取 組	評価の対象外 ＜若手技術者の育成＞				
	評価の対象外 ＜CCUS＞				
	不履行のペナルティ	当該年度、又はその前年度において、「若手技術者の育成」又は「建設キャリアアップシステム の活用」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった(注1)		-2	
		当該年度、又はその前年度において、「若手技術者の育成」、「建設キャリアアップシステム の活用」両方の項目の評価を受け受注したが、不履行があった(注2)		-4	
企業 の 地 域 社 会 貢 献 度	地域精通度	宮崎県内 本店がある	30	10	
		— に支店又は営業所がある			
		上記に該当しない		0	
	地域貢献・災害時の協力体制	ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、知事との防災協定に加入している		8	
		ボランティア等の地域貢献の実績がある、又は、知事との防災協定に加入している		4	
		上記に該当しない		0	
	公共施設保全への取組	日南土木事務所管内 で公共建築物の保全点検活動等の実績がある 又は建築防災活動の実績がある		8	
		宮崎県内 で公共建築物の保全点検活動等の実績がある 又は建築防災活動の実績がある		4	
		上記に該当しない		0	
	環境保全対策への取組	ISO14001又はエコアクション21を取得している		2	
		上記に該当しない		0	
	地産地消への取組	評価の対象外			
	雇用者の状況 ＜新規学卒者、障がい者、消防団員＞	該当する者を2名以上雇用している(又は、指定学科卒業の新規学卒者を1名雇用している)		2	
		該当する者を1名雇用している		1	
		上記に該当しない		0	
配置 予 定 技 術 者 の 能 力	評価の対象外		15		
	工事成績 ＜過去10年間の同一業種の工事成績(国・ 県)の最高点＞	配点× $\frac{(\text{工事成績点}-65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点}-65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		15	
	専門技術力、工事の理解度・取組姿勢	ヒアリング			
減 点 項 目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し		-6	
		入札参加資格停止(3か月以上)		-5	
		入札参加資格停止(1か月以上3か月未満)		-4	
		入札参加資格停止(1か月未満)		-3	
		上記に該当しない		0	
		得点(満点)		83	

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 10 点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 / 83 (得点(満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点) × 加算点) / 入札額

※ 施工体制評価点(10点)については、調査基準価格以上の入札者に加算する。

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	公共建築物に関する電気工事(鉄筋コンクリート造・鉄骨造1000㎡以上)	電気-1	詳細を表2に記載
同種工事	公共建築物に関する電気改修工事	電気-2	詳細を表2に記載

3 県産資材の設定

資材の名称	規格	対象数量	単位	備考

表2 同種工事の詳細

同種工事の名称	公共建築物に関する電気工事 (鉄筋コンクリート造・鉄骨造 1,000㎡以上)	同種工事の番号	電気-1
<同種工事の定義> 「公共建築物に関する電気工事」とは、①～③の全てを満たす工事とする。 ① 国、都道府県又は市町村が発注した工事 ② 主たる工種の内容が、建築物の新築、増築又は改築に係る「電気工事」であること ③ 工事に係る建築物の構造規模等が次のア、イを全て満たすこと ア. 構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造(軽量鉄骨造を除く)であること イ. 延床面積(増築にあっては、増築部分(複数ヶ所増築の場合は主たる1ヶ所部分)の面積とする。)は、1棟の延床面積として1,000㎡以上であること			
1. 国、都道府県又は市町村に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省、文部科学省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、病院局、企業局 など 市町村 : 市町村、一部事務組合、広域連合 など (該当しない発注者) 公社、財団法人、社団法人、独立行政法人 など 2. 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定める建築物とする。 3. 「新築、増築又は改築」に該当しない工事種別 用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替、改修(耐震補強、景観改善、外壁改修等)、解体 など			

同種工事の名称	公共建築物に関する電気改修工事	同種工事の番号	電気－2
<同種工事の定義> 「公共建築物に関する電気改修工事」とは、①～③の全てを満たす工事とする。 ① 国又は都道府県に該当する発注者 ② 工事の内容が建築物の改修に係る「電気工事」であること ③ 当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上であること			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省、文部科学省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、病院局、企業局 など (該当しない発注者) 公社、財団法人、社団法人、独立行政法人 など 2. 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定める建築物とする。 3. 建築物の改修に係る「電気工事」に該当する工事種別 電気設備改修工事、照明設備改修工事、太陽光発電設備設置工事、耐震補強に係る電気工事 など (該当しない工事種別) 新築・増築・改築に係る電気工事、外構工事 など			

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。(要領第2条)
- 2 調査基準価格を下回る入札(以下「低価格入札」という。)の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。(要領第3条)
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者(以下「失格者」という。)を除く低価格入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)がいる場合は、落札決定を保留する。(要領第5条)
- 4 失格者を除く低価格入札者(以下「調査対象者」という。)は、最高評価値者(総合評価落札方式にあつて評価値が最も高い者をいう。)であっても落札者又は落札候補者とならない場合がある。(要領第7条)
- 5 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。(要領第7条)
- 6 調査対象者が契約する場合、以下の措置を講じること。(要領第13条)
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者※を1名現場(工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。)に専任で追加配置(以下「追加配置技術者」という。)することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。
ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領(平成13年4月13日技術企画課定め)による重点調査の対象とする。
 - (3) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 低価格入札者が契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。(要領第14条)

※ ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。